令和2年度

山梨県内部統制評価報告書

令和2年度 山梨県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定により、「山梨県内部統制に関する方針」に基づ く内部統制体制の整備及び運用状況について、次のとおり評価を実施しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」 (平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「山梨県内部統制に関する方針」(令和2年3月31日)を策定し、当該方針に基づき、令和2年度から財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行ってきました。

内部統制体制の整備については、「内部統制推進会議設置運営要綱」(令和2年3月31日)を定め、各部局次長等で構成する内部統制推進会議を設置し、内部統制に係る知事の意識を共有するとともに、全庁的な取組を推進しました。

また、各部局内に部局次長、所属長で構成する内部統制推進部会を設置し、部局内での情報共有や取組の推進に努めました。

内部統制の運用については、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁的な 内部統制の有効性評価を行うとともに、各所属においては、「リスク評価シート」に 基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、当該リスクを防止するための規定の 整備、日常業務を通じたリスク対応策の運用状況などを評価しました。

2 評価手続

令和2年度を評価期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

具体的には、様式1「全庁的な内部統制評価シート」により、国が示す内部統制に 係る評価項目に基づき、全庁共通となる内部統制の有効性を評価しました。

また、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、リスク対応策の策定、実際の運用状況、発生したリスクの内容や改善状況などの評価を行いました。

3 評価結果

財務に関する事務に係る全庁的な内部統制については、規定の不備はなく、有効に 運用されていると評価しました。

各所属の業務レベルにおける内部統制についても、概ね有効に整備・運用されたと評価しますが、「4 重大な不備の是正に関する事項」に記載の事案については、重大な不備があるものと評価いたします。

なお、当該不備については、既に再発防止策を講じており、関係所属が連携の下、 適正な事務の執行に取り組んでおります。

4 重大な不備の是正に関する事項

・国庫支出金の支出(法定受託事務)に係る不適切事務処理事案

福祉保健部障害福祉課において、令和元年度社会福祉施設等整備費補助金等の 国庫支出金について、国の出納閉鎖期間である令和2年4月30日までの支出処理を失念し、県及び市において、令和元年度の国庫支出金を受け入れできなかった事案が生じました。

<受け入れできなかった国庫支出金額>

収入未済額 166,787,887円

県分 137,377,410円

甲府市分 29,122,000円

都留市分 40,410円

甲斐市分 248,067円

本事案については、県だけでなく、国、市にも影響が生じていること、令和元年度の歳入とすることができず、令和元年度において、決して少なくない財政的 負担が生じたことなどの状況から、重大な不備事案と評価します。

本事案が生じた原因については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、対策本部業務に従事するとともに、所管する障害者施設の緊急予防対策に緊急的に対応する必要が生じ、支出処理が遅れたことに加え、年度中途の担

当者の変更に伴う引き継ぎが徹底されなかったこと、国庫支出金の会計事務に対する理解が不足していたこと、不適切事務を事前に未然に防止する確認体制が不十分であったことに起因します。

当該事案の是正措置として、有事の場合にも不適正事務が生じないよう、所属において主担当、副担当制を強化するとともに、予算担当課においても執行状況を確認する体制を構築しました。

また、全庁の内部統制の取組等を推進、進捗管理する内部統制推進会議において、事務処理ミスの再発防止に向けた対応策に係る通知を行い、全庁での対策を 徹底するとともに、本事案を事務処理ミス防止対策研修資料に記載し、各所属に おいて職場研修を実施しました。

そのほか、出納局会計課において、県の調定期限である3月下旬に向けて適切な会計事務を徹底する通知を行うとともに、職員向けのインフォメーションにおいて、複数回の注意喚起を行いました。

令和2年度に発生した本事案については、上記のとおり再発防止策を講じると ともに、全庁で情報共有し、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に取 り組んでいるところであります。

令和3年8月12日 山梨県知事 長崎 幸太郎